暮らしに役立つ確かな情報をお知らせ

上手な暮らし塾

自治会

地域を元気に！あなたの町の自治会 ～中尾自治会～

地域を良くするため、さまざまな活動を行っている自治会。その中には、伝統芸能の保存と継承に取り組んでいる自治会もあります。

今回は、田中町中尾地区の中尾自治会・松尾会長にお話しを伺いました。

―自治会ではどのような活動をされていますか。

小さな子どもからお年寄りのかたまで、地域の多くのかたが伝統芸能の保存・継承に携わっています。

最も大きな行事は「中尾くんち」です。毎年9月15日に、五穀豊穣（ごこくほうじょう）などを願い行われるこの大祭では、この地区で250年以上受け継がれてきた郷土芸能「獅子浮立（ししふりゅう）」や、明治中期に「長崎くんち」の西浜町奉納踊から伝承された「唐子踊（からこおどり）」などを奉納します。

―地域が一体となって守り伝えているんですね。大変な点はありますか。

子どもが減り、継承者が少なくなっている点です。周辺の地域や地区の出身の方々に協力してもらいながら、築いてきた伝統を後世につなげるように後継者を育てていきたいですね。

＊　＊　＊

中尾自治会には他にも、地域の神社の行事や、「中尾ふれあい新鮮市」、「自主防災訓練」、「大運動会」など、年間を通じて多くの催しがあるそうです。中でも、青少年の健全育成と地域のレクリエーションを目的として2年ごとに行われる「大運動会」は、中高生が放送や案内係を受け持つなど、若い世代も活躍するほぼ全世帯参加の伝統行事だそうです。

このように、伝統芸能の保存・継承を通して地域の親睦と絆を深める役割を持っている自治会もあります。

みなさんの自治会ではどのような取り組みが行われていますか。一歩踏み出して、地域の活動を少しのぞいてみませんか。

■問い合わせ
自治振興課（☎829・1134）

消費者

保険契約時には、よく説明を聞いて ～保険業法の改正～

保険商品は近年、来店型保険ショップや銀行の窓口、インターネットなど販売ルートが多様化し、商品の内容も前より複雑になっています。また、販売側（保険募集人）の判断や価値観により、勧められる商品が異なる場合があります。

「加入時の話と違う」「こんな内容なら入らなかった」「説明を理解できなかった」「販売側に手数料が多く入る商品を勧めたのではないか」といった声がなかなか減らないことを受けて、「保険業法」が改正され、平成28年5月29日に施行されました。

1　保険募集の基本的ルールの創設

①顧客の意向の把握義務

保険募集人は最終的な意向確認だけでなく、申し込みの最初の段階から消費者の加入目的をよく確認して、希望に沿った商品を紹介することとなりました。

②顧客への情報提供義務

消費者に対し、保険商品の内容を理解するために必要な情報や、注意喚起すべき情報などを書面により説明し、交付することが義務付けられました。

2　保険募集人に対する規制の整備

複数の保険会社の商品を扱う乗合代理店（銀行や保険ショップ）に対して、なぜこの保険を勧められたのかわからないという声があることから、消費者に勧める商品の概要と提案理由を説明することが義務付けられました。

＊　＊　＊

保険商品は、保障や資産形成など、目的に応じてさまざまなものが販売されています。また保険金の支払い条件なども複雑で、保険会社により異なっています。消費者にとって選択が難しい商品ですが、支払いが長期に及ぶことから、「住宅や車の次に大きい買い物」とも言われています。自分がどんな保険に加入したいのか、販売側の担当者任せにせず自身で情報収集することが大切です。

■ご相談は消費者センター（メルカつきまち4階、相談専用☎829・1234）へお気軽にどうぞ。受け付けは午前10時～午後5時です。月曜日休業（祝日の場合、直後の平日）。土・日・祝日も相談できます。